

阪南市自転車等駐車場管理業務委託に係る事業者  
公募要領

令和5年10月

阪南市 都市整備部 道路公園課

## 目次

1	目的	1
2	施設数	1
3	事業の内容	1
	(1) 件名	1
	(2) 事業期間	1
	(3) 予定価格	1
	(4) 利用料金の徴収等	1
	(5) 放置自転車の撤去及び返還業務	1
	(6) 各種法令順守	1
4	実施日程	1～2
5	説明会	2
6	質疑及び回答	2
	(1) 提出方法	2
	(2) 提出先	2
7	参加申請等	2～4
	(1) 提出書類（参加申込等）	2～3
	(2) 提出書類（企画提案書等）	3～4
	(3) 作成上の留意点	3～4
	(4) 提出部数	4
	(5) 提出期間	4
	(6) 提出方法	4
	(7) 提出先	4
8	審査項目及び配点等	4～5
	(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）	4

(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2） .....	4～5
9 審査及び選定方法、結果 .....	5～6
(1) 一次審査（書類審査） .....	5
(2) 二次審査（プレゼンテーション） .....	5～6
(3) 内定者の選定.....	6
10 その他留意事項 .....	6～7
12 担当部署・問合せ先 .....	7

## 1 目的

本市では、令和3年度～令和5年度に、市内4駅の駐輪場の運營業務を「はなていアクション」により、民間事業者が行って来ました。

この度、阪南市財政構造改革プランに基づき、尾崎駐輪場につきましては、本施設の稼働状況や周辺民間駐輪場施設の稼働状況等を勘案し、令和6年3月31日をもって廃止となりました。

令和6年度からは、3駅（鳥取ノ荘、箱作、和泉鳥取）による駐輪場の管理となることから、阪南市自転車等駐車場管理業務委託に係る事業者公募要領に基づき、事業者をプロポーザル方式により募集をするものです。

## 2 施設数

1. 鳥取ノ荘駅駐輪場（用地面積 9 4 1 m<sup>2</sup>、収容可能台数4 1 1 台）
2. 箱作駐輪場（用地面積1, 3 5 0 m<sup>2</sup>、収容可能台数4 5 4 台）
3. 和泉鳥取駅駐輪場（用地面積 7 5 3 m<sup>2</sup>、収容可能台数6 1 7 台）

## 3 事業の内容

事業の実施にあたっては、次の条件を満たす必要がある。

### (1) 件名

阪南市自転車等駐車場管理業務委託

### (2) 事業期間

令和6年度から3年間、事業者が維持管理することとする。

### (3) 予定価格

4 1, 3 7 9, 0 0 0 円（税込み）を上限（3年間の総額）とする。

### (4) 利用料金の徴収等

1. 自転車及びバイク等、駐車場利用者からの利用料金の徴収業務
2. 駐輪場利用者からの問い合わせ等

### (5) 放置自転車の撤去及び返還業務

1. 各駐輪場の放置自転車の撤去業務
2. 放置禁止区域に駐車している放置自転車等の撤去業務
3. その他の放置自転車の撤去業務
4. 返還業務については、適宜行うこと

### (6) 各種法令順守

1. 阪南市自転車等駐車場管理業務委託に係る事業者公募要領に定めのない事項及び事業の詳細については、阪南市自転車等駐車場管理業務委託仕様書を参照すること。

## 4 実施日程

項目	日程等	備考
公募開始	令和5年10月31日(火)	
質疑書の提出期限	令和5年11月10日(金)午後5時まで	

質疑に関する回答	令和5年11月15日(水)	
参加申込期間 参加申込書等	令和5年10月31日(火)から 令和5年11月22日(水)午後5時 まで	
一次審査(書類審査) 一次審査結果通知 企画提案書〆切り	令和5年11月27日(月) 令和5年12月5日(火)	一次審査選 定者のみ
二次審査(プレゼンテーション)	令和5年12月12日(火)	
審査結果の公表	令和5年12月19日(火)	

## 5 説明会

実施しない。参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

〔阪南市ウェブサイト〕

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/toshi/douro/7854.html>

## 6 質疑及び回答

### (1) 提出方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(別紙様式第1号)を提出すること。FAX及びメール送信による提出の場合は、送信後に電話連絡を行うこと。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

なお、質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

〔阪南市ウェブサイト〕

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/toshi/douro/7854.html>

### (2) 提出先

阪南市 都市整備部 道路公園課

メールアドレス：[dourokouen@city.hannan.lg.jp](mailto:dourokouen@city.hannan.lg.jp)

FAX : 072-471-5781 (代表)

## 7 参加申請等

### (1) 提出書類(参加申込等)

- ① 必要に応じて、様式第1～9号を各1部、提出する事
- ② 法人の登記事項証明書の写し(法人の場合)
- ③ 納税証明書(写し可)

#### 【法人の場合】

ア 国税(税務署発行)

・法人税及び消費税(未納のない証明「その3の3」)

イ 都道府県税(本社所在地の都道府県税事務所発行)

・法人事業税

ウ 阪南市民税

※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ

a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税

(阪南市役所税務課発行の未納のない証明)

b. 代表者の市(府)民税・固定資産税・軽自動車税(代表者の市町村発行)

【個人の場合】

ア 国税(税務署発行)

・代表者の所得税及び消費税(未納のない証明「その3の2」)

イ 都道府県税(本社所在地の都道府県税事務所発行)

・代表者の法人事業税

ウ 阪南市民税

※阪南市で事業を営み、その代表者が阪南市住民である者のみ

・代表者の市(府)民税・固定資産税・軽自動車税

(阪南市役所税務課発行の未納のない証明)

※登記事項証明書及び納税証明書は、提出日から3か月以内のものとする。

(2) 提出書類(企画提案書等)

① 提案書(様式第10号)に任意様式の提案資料を添付すること。

ア 具体的な提案を行うこと。

イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

② 業務工程表(任意様式)

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

③ 当該施設の整備に係る工事費・備品購入費の見積書の写し(任意様式)

④ 当該施設の位置図、敷地内の配置図の写し

⑤ 当該施設の設計概要がわかる図面の写し

⑥ 当該施設の土地、建物の登記事項証明書の写し

(補助金交付決定後に取得または賃貸借契約を締結する場合は、見積書に含めること)

⑦ 阪南市自転車等駐車場管理業務委託に係る事業計画書(様式第11号)

(3) 作成上の留意点

① 簡易なA4ファイルで提出すること。

② 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

③ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。

④ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

⑤ 提案書等の印刷の色は、任意とする。

⑥ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑦ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合

は、同一ページ内に注釈を付けること。

⑧ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市自転車等駐車場管理業務委託」、提出年月日を記載し、正本には、社名（商号）と代表者氏名を記入する。

(4) 提出部数

- ① 正本 各1部
- ② 副本 各7部（参加者名を特定できる記載をしないこと）
- ③ CD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）1枚

(5) 提出期限

参加申込期限 令和5年11月22日(水) 午後5時まで。

企画提案書提出期限 令和5年12月5日(火)午後5時まで。（ただし、一次審査選定者のみ）

(6) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに必着のものを有効とする。

(7) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1  
阪南市 都市整備部 道路公園課宛

## 8 審査項目及び配点等

(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）

審査項目		評価項目	配点
事業者評価	実績	・業務実績（様式第3号により評価） ・実績があり、自転車管理業務に関するノウハウを多く有しているか。	20
	体制	・業務体制（様式第4号により評価） ・安定的に管理を実施する体制が整っているか。	30
合 計			50

(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2）

審査項目	評価基準	配点
提案内容評価 目的に対する適合性	・本市の3駐輪場管理に適合した事業内容となっているか。 ・独自性のある提案がなされており、本市にとって有効な事業になっているか。 ・事業の目的を理解し、持続可能な事業内容になっているか。	30

施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における利用方法は適切か。</li> <li>・施設設置について法令を遵守しているか。</li> </ul>	20
利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の利便性が向上するような事業提案となっているか。</li> <li>・定期購入や一時利用者に対するの対応。</li> </ul>	20
駐輪場管理の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した管理運営体制であること。</li> <li>・安全管理体制が適切であること。</li> </ul>	20
駐輪禁止区域の撤去及び返還業務の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車撤去について実現可能な内容となっているか。</li> <li>・スムーズな返還業務が行える内容となっているか。</li> <li>・将来的に駐輪禁止区域の放置自転車が減少する工夫がされているか。</li> </ul>	30
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の内容に照らして過大な事業費が計上されていないか。</li> <li>・実現可能な事業収支計画であり、収支計画と整合が取れているか。</li> </ul>	20

## 9 審査及び選定方法、結果

### (1) 一次審査（書類審査）

応募申込み者が4者以上の場合は、阪南市自転車等駐車場管理業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準1に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位3者を選定する。また、3者以下の場合は、応募申込み者全てを一次審査による選定者とする。

審査（選定）結果は、令和5年11月27日までに、全ての参加者にFAX又は電子メールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選定された者により、提出された提案書に基づき、二次審査としてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

#### ① 実施日時

令和5年12月12日（火）午後13：30～

詳細な実施日時については、各応募者に個別通知する。なお、プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

#### ② 実施場所



阪南市役所 第4会議

実施場所は、変更する場合がある。変更する場合は、各応募者に個別通知する。

③ 所要時間

準備	5分以内
プレゼンテーション	20分以内
質疑・応答	15分程度

④ 内容

提案書の説明とする。

⑤ 出席者

3人以内とすること。

⑥ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ 応募者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

ウ パソコン使用の場合は応募者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

(3) 内定者の選定

① 審査の手順

ア 審査基準1及び2に基づき、選定委員会において選考する。

一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達した者で、最得点者から第1位となる応募者を内定者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査基準2の得点が高い者とし、更に同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。

イ 一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達する応募者がいない場合は、内定者の選定を行わない。

② 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、二次審査（プレゼンテーション）に参加し、内定者と選定された者にのみ文書により通知する。また、令和5年12月19日以降、本市ウェブサイトで、本業務委託審査（選定）に応募した者のうち第1位及び第2位の者について商号及び得点を含めて公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

## 10 その他留意事項

- (1) 本業務委託の応募に要する経費及び提出にかかる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提案書等は、1参加者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 提案書等、本業務委託の応募に係る全ての提出物は返却しないものとする。
- (6) 提案書等は、候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪

南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）に基づく公開の対象となる。

- (7) 電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 業務委託対象者の資格要件を満たさなくなった場合
  - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ④ 二次審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
  - ⑤ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
  - ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 応募申込後に辞退する場合は、プレゼンテーション日時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

#### 1 I 担当部署・問合せ先

阪南市役所 都市整備部 道路公園課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

電話：072-489-4536（内線3301）

Email：dourokouen@city.hannan.lg.jp